

河内長野市フロントヤード改革効果促進業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、河内長野市フロントヤード改革効果促進業務委託（以下、「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

河内長野市フロントヤード改革効果促進業務

(2) 業務内容

「河内長野市フロントヤード改革効果促進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者との協議に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託料上限額

8, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方公共団体が委託する本業務に類似した業務を、過去 5 年以内に実施した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、河内長野市からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、総務省からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 租税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル公募開始 令和 7 年 8 月 29 日（金）
- (2) 質問書の提出期限 令和 7 年 9 月 5 日（金）17 時まで
- (3) 質問書への回答日 令和 7 年 9 月 12 日（金）
- (4) 参加申込書の提出期限 令和 7 年 9 月 16 日（火）17 時まで
- (5) 企画提案書の提出期限 令和 7 年 9 月 26 日（金）17 時まで
- (6) ヒアリング審査 令和 7 年 10 月 2 日（木）予定
- (7) 選定結果通知 令和 7 年 10 月上旬

5 質問及び回答

(1) 提出方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第 1 号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「フロントヤード効果促進業務委託に関する質問」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 5 日（金）17 時まで【必着】

（電話や窓口での質問は受け付けない。）

(3) 提出先

「1.1 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 質問に関する回答

質問に関する回答は、令和 7 年 9 月 12 日（金）17 時までに、河内長野市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合又は簡易な質問の場合は掲載しない。

6 参加申込書等の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、郵送又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「フロントヤード効果促進業務委託に係るプロポーザル参加申込」として、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。

イ 会社概要書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和7年9月16日（火）17時まで【必着】

(3) 提出先

「11 問合せ及び書類提出先」に同じ。

7 企画提案書の提出

参加申込書等を提出した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各7部（正本1部、副本6部）提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、12ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で20ページ以内（表紙はページ数に含めない）を厳守すること。超過した場合は失格とする。
なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ・企画提案書は＜別紙1＞「審査基準」審査基準No.1～3の順に提案内容を記載し、審査基準に対する提案箇所を明確にすること。

イ 見積書（任意様式）

作業項目ごとの具体的な積算内訳を記載すること。また、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(2) 提出期限

令和7年9月26日（金）17時まで【必着】

※郵送の場合は簡易書留など記録が残るものが望ましい。

※持参の場合は、開庁日の開庁時間内（午前9時から午後5時30分まで）とすること。

(3) 提出先

「11 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 参加及び提案の無効

- ・企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ・事実と反する申請や提案があったとき。
- ・期限内に企画提案書等の必要書類が提出できなかったとき。

- ・その他、市が指示した事項に違反としたとき、又は履行しなかったとき。

8 選定方法

(1) 審査会

優先交渉権者の選定は、河内長野市フロントヤード効果促進業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「審査基準」＜別紙１＞のとおり採点を行い、最低評価点（６０点）を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者１者、次点提案者１者を選定する。なお、同点の場合は、＜別紙１＞の評価項目「提案価格」の得点の高いものを最優秀提案者とする。ただし企画提案書提出者が１者の場合は最優秀提案者１者のみの選定となる。

(3) 一次書類審査について

事務局において企画提案書に基づき上記選定方法により一次書類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。なお、審査結果及びヒアリングの詳細については、ヒアリング開催日までに文書にて通知する。

(4) ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。なお、企画提案書以外の追加資料を使用することは認めない。

実施日時	令和７年１０月２日（木）予定（詳細は別途通知）
実施方式	Web 会議システムを使用して実施 Web 会議システムの設定等については別途通知
時間	１者につき 50 分以内（準備含む）
内容	提出した企画提案書の概要説明（20 分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約 30 分）
説明者	3 名以内
説明者の条件	説明者は、受注後に本業務の主任担当予定者とする。
辞退する場合	ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ郵送又は電子メールにて提出すること。

(5) 審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和７年１０月上旬(予定)に文書で通知する。

なお、審査結果は、優先交渉事業者の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を河内長野市ホームページに掲載する。

9 契約

受託候補者（優先交渉権者）と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約を締結する。なお、協議の際に提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

10 その他

- （1）企画提案に要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （2）提出された書類等は返却しない。
- （3）提出された企画提案書等は、受託候補者選定の審査以外に無断使用することはない。
なお、情報公開請求があった場合には河内長野市情報公開条例に基づき対応する。
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とする。
- （5）企画提案者等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、受託者となった際、本市が委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しないこと。
- （6）郵送又は電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- （7）審査結果等について異議申し立ては一切受け付けない。

11 問合せ及び書類提出先

河内長野市 市民窓口課 （担当：松原、小林）

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

電話：0721-53-1111

E-Mail：shimin@city.kawachinagano.lg.jp